

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市環境審議会
- 2 開催日時 令和5年2月28日（火）午後2時から午後3時まで
- 3 開催場所 市役所2階 市民協働会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員
豊田光恵，櫻場誠二，清野崇，原口弥生，猿田寛，小菅次男，安昌美，高橋正道，
佐藤昭雄，松下茂夫
 - (2) 執行機関
佐藤則行，坪井正幸，細谷洋祐，近藤雄希，國分丈治，角田光紀，渡辺武史
 - (3) その他
委員欠席者：須藤勝，佐藤隆史，堀井武重，飯島清光，山本早里，福島辰三，澁谷史子
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）素案について （公開）
 - (2) 答申案について （公開）
 - (3) 水戸市環境基本計画（第2次）進捗状況について （公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 令和4年度第3回水戸市環境審議会次第
 - (2) 水戸市環境審議会委員名簿
 - (3) 水戸市環境審議会条例
 - (4) 資料1-1 水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）素案
 - (5) 資料1-2 水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）素案に対する意見等とその対応
 - (6) 資料1-3 意見公募手続実施結果（案）
 - (7) 資料2 答申に当たっての水戸市環境審議会からの市長への要望について（案）
 - (8) 資料3 水戸市環境基本計画―第2次―実施状況（令和3年度）報告書
 - (9) 参考資料 水戸市環境基本計画―第2次―進捗状況（令和3年度）

9 発言の内容

執行機関 本日はお忙しい中、令和4年度第3回水戸市環境審議会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本日の出席者数を報告させていただきます。本日の審議会には、委員数17名のうち、10名の方が御出席されております。

委員の2分の1以上の出席がありますので、水戸市環境審議会条例第6条第2項に基づき、本審議会は成立していることを御報告申し上げます。

また、本審議会につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程第3条に基づきまして、原則公開とさせていただきます。ただし、現在、傍聴の希望等はございません。

続きまして、配布しております資料の確認をさせていただきます。お手元に、上から、次第、委員名簿、水戸市環境審議会条例、資料1-1水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）素案、資料1-2水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）素案に対する意見等とその対応、資料1-3意見公募手続実施結果（案）、資料2答申に当たっての水戸市環境審議会からの市長への要望について（案）、資料3水戸市環境基本計画—第2次—実施状況（令和3年度）報告書、参考資料水戸市環境基本計画—第2次—進捗状況（令和3年度）、以上でございます。資料の不足等ございませんでしょうか。特にないようですので、議題の方に入らせていただきます。

これからの進行につきましては、水戸市環境審議会条例第6条第1項に基づきまして、___会長に議長をお願いいたします。

会長 どうぞよろしくお願いいたします。では、まず会議録署名人を指名させていただきます。

___委員，___委員，よろしくをお願いいたします。それでは議題に入らせていただきます。

1つめの議題、水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）素案について、事務局から御説明をお願いします。

執行機関（議題1について説明）

会長 ただいまの事務局の説明に御質問等ありましたら、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

執行機関 1点、事務局の方から追加させていただきます。

先ほど、56ページのコラム4-4公共施設の脱炭素化の取組というところで、市民会館、市役所本庁舎について説明させていただきましたが、清掃工場も、ごみ処理による発電や環境学習施設といった一面を有しておりますので、こちらについても追加させていただきます。

会長 ありがとうございます。市民会館に愛称等はないのでしょうか。

執行機関 市民会館内のホールには、ネーミングライツがあるのですが、市民会館としてはございません。

会長 わかりました。では他になければ次の議題に移りたいと思います。

議題(2)答申案についてでございます。答申に当たりましては、委員の皆様の意見を反映させた水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）素案とあわせて、本計画を推進するに当たり、水戸市に留意していただきたい事項について、この審議会としての意見を付則したいと考えております。

資料2を御覧ください。これまでの審議会で委員の皆様から出た意見を基に、事務局に要望

をまとめていただきました。事務局から読み上げをお願いいたします。

執行機関 (資料2事務局読み上げ)

会長 ありがとうございます。では当審議会からの要望として、修正する点や追加で要望したいことがありましたら、お願いしたいと思います。

委員 4番のところ、市の自らの取り組みとして、電気自動車をはじめとする次世代自動車の公用車への導入という記載がありますが、先ほどのコラムのように、例えば施設等でこの太陽光発電の設置をさらに促進していくような取り組みの記載もあってもいいのではないかなと思います。

執行機関 はい。御意見ありがとうございます。4番の、公用車への導入や公共施設への再生可能エネルギー導入等の対策というところで、今御意見いただきました太陽光のことについても含めておりましたが、よりわかりやすく表現の方を追加させていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。4番のところは、前半は公用車や公共施設の環境配慮型の技術等の導入で、後半は計画に位置付けた施策の推進に当たっては、全庁的にやりますよということなので、あらゆるものが後半に入ってくるということで具体的に記載がなくてもよいということでもよろしいでしょうか。

執行機関 この4番の後半の部分、施策の推進につきましては、環境分野の担当課である私たちだけでは当然成せるものではないので、市役所の全庁的な対応として進めていきたいということを表現させていただいたところでございます。

会長 ありがとうございます。前半に具体例を出した上で、それ以外の部分も全庁的にやりますよということですね。承知いたしました。他にいかがでしょうか。

委員 緩和策や適応策に該当しないようなものは今まで通りということでしょうか。

例えば、原子力発電については、水戸市としては、それから温暖化なんかでは少しふさわしくないといえますか、発言できる内容ではないというように解釈すればよろしいのでしょうか。

執行機関 原子力政策につきましては、国のエネルギーミックスという色々なエネルギーを使っていく中で、整理されていく部分でございます。水戸市としましては東海第2原子力発電所等の問題がございますが、市長も市民理解が得られない以上は、再稼働を認めることはできないという考えです。今回の実行計画(第2次)の中では、原子力施策等については、記載することはできないと考えているところでございます。

委員 48ページの適応策の主要施策は(1)から(4)ですが、26ページでは1から5となっております。5本の記載の方が分かりやすいのではないのでしょうか。

執行機関 今回、適応策につきましては、重点5分野と整理させていただきました。主要施策では、5分野をまとめて4つとしておりましたが、分かりにくいところもありますので、5つに変更させていただきたいと思います。

会長 今言われたのは、26ページの気候変動と評価について、7分野とされているものを、水戸市では重点5分野と整理していますが、施策の中に入っていくと、48ページの下の方の適応策が4つになっているので、それを5つでいいのではないかとということですね。他にいかがでしょうか。

それでは、他になければ、今出た意見を踏まえて、私と副会長、事務局で協議した上で答申

書を作成し、市長に答申したいと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。

皆様、水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）の作成に御意見をいただき、ありがとうございました。

それでは次の議題に移ります。議題(3)水戸市環境基本計画―第2次―進捗状況について、事務局から説明願います。

執行機関（議題3について説明）

会長 ただいまの説明につきまして、質問等ありましたらお願いします。

委員 1点確認なのですが、10ページの一番上、水質浄化対策の推進ですが、CODは9.7mg/lから11mg/lに増えたのですね。

執行機関 はい。令和2年度は気温があまり上がらず、それほどアオコが発生しなかったから値が良くなり、令和3年度は気温等の状況が例年並みに戻ったのが影響して、CODの値が増えてしまったのではないかという報告を受けております。

委員 試験導水の最中に、CODが増えていたので疑問に思いました。試験導水は、記載にあるように、桜川清流ルネッサンスⅡの計画に基づいての河川からの導水なのですね。

執行機関 担当の公園緑地課の方からはそのように聞いております。

会長 他いかがでしょうか。

委員 不法投棄箇所は、減少しているということですが、これは私の家族から聞いた話なのでちょっと明らかではありませんが、テレビで、道路等に不法投棄をして行ってしまうという内容の報道がありました。これはもう水戸市だけではどうしようもないことなのかもしれませんが、対応の方をお願いします。

もう一つ、市民団体数が増えているということですが、これも市民目線では、今、新型コロナの影響もあり、非常に市民活動がしにくい状況になっております。数は増えているのかもしれませんが、内容としては非常に苦しいです。新型コロナ対策も徐々に緩和の方に転じてきていますが、皆さんのお力も借りながら、苦戦している団体さん、私のところも苦戦しておりますが、その辺の支援もよろしくをお願いします。

会長 不法投棄と市民活動について事務局からお願いします。

執行機関 はい。まず不法投棄でございますが、担当課の方にも確認をしております。確かに、昨年10月末から、市内の道路等に不法投棄が増えていると聞いております。被害地域が、大場町、島田町、塩崎町、下大野町、元石川町、田谷町、田野町、成沢町の計8か所と市内各所で被害があると聞いております。夜間の交通量の少ない時間帯に、ダンプカー等で積んだ解体ごみ等を道路に不法投棄しているという状況で、担当の廃棄物対策課の方では、今、広報の方を行いまして、市民の皆様にご気づいてくださいというところですか、目撃した際には、情報をこちらにお寄せくださいといったような呼びかけを行っているというふうに聞いております。

執行機関 今の不法投棄について補足させてください。まず、7ページに記載してございます不法投棄箇所数、括弧して年間通報箇所と書いてあるのですが、不法投棄の箇所数をすべて把握するというのが無理なものですから、目標としては、通報のあった件数ということでここに記載しております。そこは御理解ください。

それと、テレビの話ですが、今水戸市で多いものを、ゲリラ的不法投棄と我々は呼んでいま

す。中身としましては、例えば大谷石の塀など、解体に伴って出てきた産業廃棄物を、軽トラックに積んで、農道を走りながら捨てていくという行為となります。たまたま水戸市が報道されましたが、隣の茨城町でも、発生している状況でございます。

当然、我々生活環境部の不法投棄対策室の方でも、市民に周知するように努めていますし、実際に不法投棄された道路を所管する部におきましても、全てにおいて警察に被害届を出し、対応しているという状況でございます。

今分かっているのが、監視カメラがないところでやられているという点と、夜中12時過ぎという点でありまして、犯人逮捕というところまではなかなか難しいとは思いますが、みんなで注意し合って、そういったものを防ぐということに努力していきたいと考えております。

執行機関 市民団体に関して、以前に登録してもらったものについてはそのまま残っているというところで、活動がどこまであるかどうかということは把握しきれておりません。市民生活課等と協力しながら、市民団体様への支援に努めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 はい。ありがとうございました。ゲリラ的な不法投棄ということで非常にショックです。他に何かありましたらお願いいたします。

委員 8ページの33番の不適正なごみ焼却の防止について、93件の通報あったということなのですが、傾向として増えているのか、減っているのか。色々な場で周知をされていると思いますが、私の感覚だと、あまり変わってないのではないかと思います。色々な物質を空気中にまき散らすというリスクもあるので、何か検討されていることはありますか。

執行機関 これは、野焼きです。野焼きは、農業関係の方や一般の方がその場で燃やすということですが、基本的には禁止となっております。しかし、例えば神社等で行う祭りの一環としての焼きや、田んぼの害虫対策として燃やすとか、こういったものについては例外として認められています。

ただ、一番大事なのは、仮に例外として認められているものにつきましても、近隣の住民に迷惑をかけないということが大前提ですので、広報みや市公式LINE、その他SNS等で注意喚起の情報を発信し、減らすように努めております。

会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。他にないようでしたら、本日の議題は以上になります。委員の皆様、活発な御意見ありがとうございました。進行を事務局に戻します。

執行機関 ____会長ありがとうございました。委員の皆様も今年度最後の審議会となりますが、1年間、ありがとうございました。

水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）策定につきましては、今後、____会長から市長へ答申をいただきまして、その後、庁議を経てを決定してまいります。来年度以降につきましては、本計画に基づく、施策を推進しまして、ゼロカーボンシティの実現を目指してまいりますので、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、皆様長時間お疲れ様でした。お気をつけてお帰りください。